

給与支払事務集中管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十四号

給与支払事務集中管理規則の一部を改正する規則

給与支払事務集中管理規則（昭和四十年六月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「臨時職員」を「非常勤職員」に改める。

第一条の見出しを削り、同条中「臨時職員」を「非常勤職員」に改める。

第二条第一号中「（同条例第二十五条に規定する職員を除く。）」を削る。

第三章の章名中「臨時職員」を「非常勤職員」に改める。

第十五条第一号中「臨時職員」を「非常勤職員」に改め、「臨時又は」を削り、同条

第二号中「臨時職員」を「非常勤職員」に改める。

第十六条中「臨時職員」を「非常勤職員」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。